

消 防 予 第 409 号
令和2年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

大手家電流通協会との協力事業について

平成 16 年の消防法改正により、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が、新築の住宅については平成 18 年 6 月から義務化され、既存住宅については各市町村の条例に基づき平成 23 年 6 月までに義務付けられました。

まもなく、完全義務化から 10 年が経過し、今後多くの住警器の電池切れや電子部品の劣化等による故障が増加していくものと予測されることから、住警器の適切な維持管理や本体の交換等の推進を図っていく必要があります。

このことから、今般、大手家電流通協会に対して、地域住民への住警器の適切な点検や交換等の推進について、別添のとおり依頼しているところです。

つきましては、広報活動等の実施時には、同協会加盟各社・各店舗等と必要に応じて連携・協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課予防係

担当：栗原・吉田・道川

電話：03-5253-7523

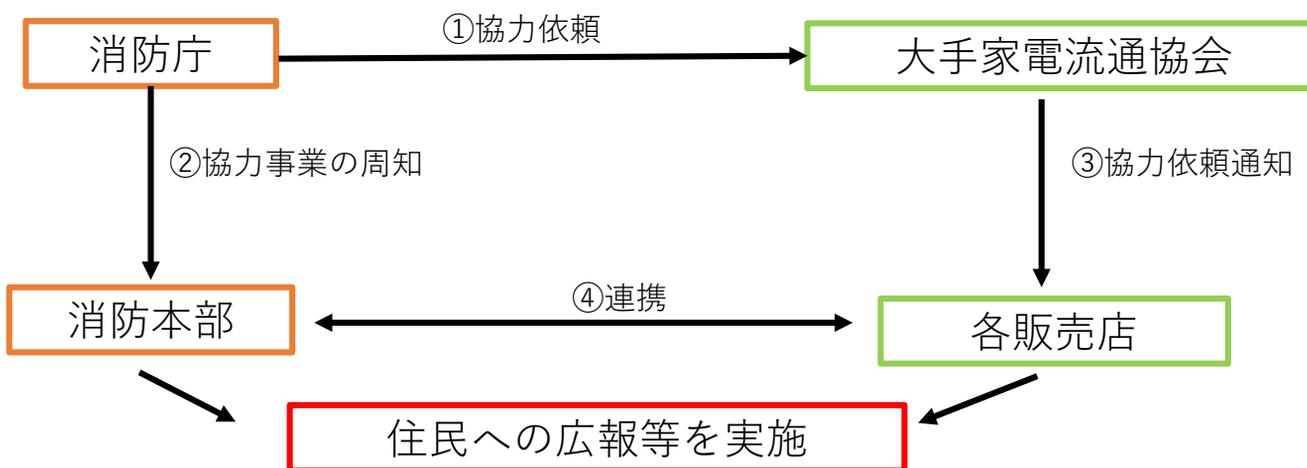
概要

これまで実施してきた広報活動に加え、直接ユーザーと接触する機会が多い家電量販店と連携した広報活動を実施するため、「大手家電流通協会」に対して、住宅用火災警報器の適切な維持管理（点検・交換）の推進への協力について依頼し、さらなる普及を図る。

協力事業（例）

- 各店舗における、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の販売コーナーの設置
- 店内等へ住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関するポスター、リーフレット等の掲出
- 住宅用防災機器（住宅用火災警報器、住宅用消火器、感震ブレーカーなど）の販売促進
- 店舗の屋内外のスペース等を利用した消防職員による広報活動への協力

連携スキーム



加盟各社

※五十音順

(株) エディオン
 (株) ケーズホールディングス
 上新電機 (株)

(株) ノジマ
 (株) ビックカメラ
 (株) ヤマダ電機

消 防 予 第 409 号
令和 2 年 12 月 25 日

大手家電流通協会
会 長 川村 仁志 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器の適切な維持管理等の推進への協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から消防行政につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 16 年に消防法の改正により、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が新築の住宅については平成 18 年 6 月から義務化され、既存住宅については各市町村の条例に基づき平成 23 年 6 月までに義務付けられました。

まもなく、既存住宅の住警器設置義務化から 10 年が経過し、今後、住警器の電池切れや電子部品の劣化等による故障が増加していくものと予測されることから、住警器の適切な維持管理や本体交換等の推進を図っていく必要があります。

つきましては、貴協会加盟各社・各店舗による、地域住民への住警器の適切な点検や本体の交換等の推進にご協力をお願いします。また、実施にあたっては、別紙のご依頼事項をご参考に、管轄の消防機関との連携にもご配慮いただきますよう、貴協会員に対し、周知のほどよろしく願いいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課予防係

担当：栗原・吉田・道川

電話：03-5253-7523

概要

大手家電流通協会様に対して、住宅用火災警報器の適切な維持管理（点検・交換）の推進への協力について依頼

ご依頼事項

- 各店舗における、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の販売コーナーの設置
- 店内等へ住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関するポスター、リーフレット等の掲出
- 住宅用防災機器（住宅用火災警報器、住宅用消火器、感震ブレーカーなど）の販売促進
- 店舗の屋内外のスペース等を利用した消防職員による広報活動への協力



連携スキーム

